

山梨県公報

第千九百四十五号

平成二十一年

五月七日

木曜日

目次

包括外部監査契約の締結	二四一
道路の供用開始	二四一
河川区域の指定の一部改正	二四一
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	二四一
公告	二四二
狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施	二四二
土地改良区役員の退任	二四三
土地改良区役員の退任及び就任(三件)	二四三
基本測量の実施	二四五
その他	二四五
落札者等の決定について	二四五

告示

山梨県告示第百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十一年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 古屋俊一郎

住所 山梨県甲府市上曾根町三百六十八番地

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

山梨県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲斐芦安線	南アルプス市芦安芦倉字二階三〇番地先から南アルプス市芦安芦倉字二階三二番地先まで	八一・〇	平成二十一年五月七日

山梨県告示第百五十五号

一級河川坪川に係る河川区域の指定(昭和五十年山梨県告示第百五号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横内正明

第一号図から第十号図までに係る区域を次のように変更する。
(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百五十六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 河川の名称 富士川水系 渋川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防
- 三 河川管理施設的位置 笛吹市石和町小石和字神明三百七十九番一から笛吹市石和町小石和字神明五百五十五番七まで及び笛吹市石和町小石和字神明百二十九番一から笛吹市石和町小石和字神明七百九十七番四まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 笛吹市長 荻野正直
 - 2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十一年五月七日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

平成二十一年八月二十日（木）及び同月二十一日（金）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市川田町五百十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない

者であること。

四 試験科目

- 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
- 2 知識試験 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識
- 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、（二）書類の提出は要しない。

（一）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十一条に規定する狩猟免許申請書

（二）申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

（三）（二）の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

（四）申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千二百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

平成二十一年六月一日（月）から同月三十日（火）まで（山梨県の休日を含め、条例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者
 平成十八年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許（ただし、網・わな猟免許は網猟免許とわな猟免許に区分する。）の更新を受けようとする者

三 適性検査の内容
 視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

五 申請の手続
 1 提出書類
 次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項に規定する狩猟免許更新申請書

(二) 第一の五の1(二)に掲げる書類
 (三) 第一の五の1(三)に掲げる書類
 (四) 第一の五の1(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千八百円（狩猟免許更新申請書に二千八百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間
 平成二十一年六月一日（月）から同月三十日（火）まで（県の休日を除く。）

ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先
 申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先
 山梨県森林環境部みどり自然課（電話〇五五 二二三 一五二〇）又は申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
 平成二十一年五月七日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	清水 茂敏	南アルプス市百々二九七〇	平成二十一年三月三十一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、村山六ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十一年五月七日

一 退任

山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	細田 静雄	北杜市高根町蔵原一五四七	平成二十一年三月三十一日
同	清水 長	村山東割五八九一	同
同	横森 寿隆	村山西割九八六	同
同	藤橋 二郎	村山北割一三三一	同
同	中嶋 宏教	堤六一〇	同
同	小林 喜勝	小池一〇五四 一四	同
同	大塚 政一	村山東割一三三七	同
同	原 正	村山北割一九一八	同
同	中嶋 務	堤三五二	同
同	川端下定澄	村山西割一三三〇	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中村 隆徳	山本 武夫	矢嶋 志朗	田代 武士	坂本 文男	浅川 源陽	蔵原一九〇四	小池五八〇	蔵原一七三一	村山東割七三〇	村山西割二八五四	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	細田 静雄	北杜市高根町蔵原一五四七	平成二十一年四月一日
同	川端下定澄	村山西割一二三〇	同
同	中嶋 宏教	堤六一〇	同
同	藤橋 二郎	村山北割二二二一	同
同	鬼頭 啓三	村山東割二二九三	同
同	小林 喜勝	小池一〇五四 一四	同
同	藤原 正美	村山東割一四〇〇	同
同	白倉 一由	村山北割三三三六	同
同	中嶋 平和	堤三五〇	同
同	原 勝	村山西割三七三一	同
同	新海 正博	蔵原一九〇九	同

同	同	同	同	同	同
中村 勝一	田代 武士	木次 正美	柳沢 呉隅	清水 希信	同
同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	清水 茂敏	南アルプス市百々二九七〇	平成二十一年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	米山 哲郎	南アルプス市曲輪田新田五七八一	平成二十一年四月一日

● 土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	米山 哲郎	南アルプス市曲輪田新田五七八一	平成二十一年四月一日

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	有野 文一	南アルプス市有野五三二六	平成二十一年三月三十一日
同	小林 敏彦	飯野新田二二一九	同
同	市川 一廣	築山六九四	同
同	小山 誠	築山二八五四二七五	同
同	名取 幸弘	飯野新田二九二	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	佐々木公夫	南アルプス市築山二二七	平成二十一年四月一日
同	伊藤 宏	有野九八三	同
同	飯田 肇	飯野新田四二〇	同
同	市川 弘則	築山五二	同
同	東条利喜雄	飯野新田二三九六	同

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十一年四月十日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年五月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（基準点測量 電子基準点調査）
- 二 作業期間 平成二十一年五月十一日から平成二十二年二月二十六日まで
- 三 作業地域

- 1 基準点測量 笛吹市及び南巨摩郡南部町
- 2 電子基準点調査 甲府市、大月市、山梨市、韮崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、北都留郡小菅村及び南都留郡道志村

その他

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十一年五月七日

山梨県立博物館副館長 長 山 勝 典

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
山梨県立博物館清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立博物館総務課 山梨県笛吹市成田一五〇一番地の一
- 三 落札者を決定した日
平成二十一年三月十三日
- 四 落札者の氏名及び住所
ビーエー工業株式会社山梨支店 山梨県甲府市屋形二丁目一番四十二二〇一号
- 五 落札金額
二千七百九十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十一年二月九日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番